富山県における燃料水素・アンモニアサプライチェーン構築に向けた 連携協力協定書

一般社団法人富山水素エネルギー促進協議会(以下「甲」という。)、富山県(以下「乙」という。)、国立大学法人富山大学(以下「丙」という。)及び公立大学法人富山県立大学(以下「丁」という。)は、富山県における燃料水素・アンモニアサプライチェーン構築を目指し次のとおり連携協力協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に連携・協力し、燃料水素・アンモニアの導入を 促進することにより富山県におけるカーボンニュートラルに向けた産業界の取組み並びに 新たなエネルギー導入における課題解決に向けた活動を推進し、産業の強靭化、持続可能 性を高めるとともに、それぞれの強みを活かしながら富山における燃料水素・アンモニア サプライチェーン構築に資することを目的(以下「本目的」という。)とする。

(連携協力事項)

- 第2条 甲、乙、丙及び丁は相互に連携・協力し、本目的を達成するため、次の各号に掲げる 事業(以下「本事業」という。)を実施する。
 - (1) 燃料水素・アンモニアのエネルギー導入に関する問合せ体制構築による産業支援及び 需要創出
 - (2) 燃料水素・アンモニアサプライチェーン構築の推進
 - (3) 各大学・研究機関による共同研究、新技術評価、実証協力
 - (4) 地域企業の研究開発ニーズ等の情報交換及び連携支援
 - (5) 企業のGX、DX推進のためのデータサイエンス活用
- 2 甲、乙、丙及び丁は、本目的を達成するため、本事業の実施について、互いに連携協力するものとする。
- 3 前項に規定するほか、本事業の実施に係る連携協力に関して必要な事項は、別に契約等 において定めるものとする。
- 4 甲は、前3項に定める事項について、甲の会員企業に対して協力を要請し、本事業の周 知を図るものとする。

(各者の役割)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本事業を達成するため、次に掲げる役割を実施する。

甲: (一社) 富山水素エネルギー促進協議会

カーボンニュートラルに資する新たなエネルギー導入を迫られる産業界に向け、水素 利活用の問合せ体制を構築し、情報提供、導入支援を行うとともに、利活用に向けた 各大学・研究機関による技術開発の推進を通じ需要創出を図る。 安定的な供給体制構築のため輸送、貯蔵等の実証、インフラ整備のための課題解決により、2030年までの燃料水素・アンモニアサプライチェーン構築を目指す。

乙:富山県

富山県のさらなる成長につなげるため「ゼロカーボン富山」の実現を目指し、産業界のエネルギー転換推進に向けた支援制度構築を図るとともに、輸送、貯蔵等の社会実装、港湾等の流通インフラ整備検討を進める。

カーボンニュートラルエネルギーの導入に向け、県内自治体との連携や県民への理解 促進を行う。

丙:国立大学法人 富山大学

地域の中核大学として、企業・他大学とのオープンイノベーションにより、リサイクルシステムの社会実装やインフラモデルの検討、「富山型資源循環モデル」の創出を目指し、データサイエンスの推進、社会インフラの支援、知識・技術の提供、共同研究、人材育成などを行う。

丁:公立大学法人 富山県立大学

地域の知の拠点として、地域産業界や自治体との連携のもと、エネルギーミックスによるエネルギーマネジメントの推進や企業のGX・DXの支援、新技術開発をはじめ循環型社会の形成を担う提案力と実行力のある技術者の育成などを行う。

(協議)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本事業を効果的に推進するため、定期的に協議を行うこととし、具体的な実施項目については、甲、乙、丙及び丁の合意により定める。

(連携窓口)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本事業を円滑に進めるため、それぞれ連携窓口を設置する。

(秘密保持義務)

- 第6条 甲、乙、丙及び丁は、本協定を通じて他の当事者から開示された技術的情報、アイディア、ノウハウ、コンセプト、データ等の技術上、営業上及び業務上に係る情報(有形、無形を問わない。以下「秘密情報」という。)を本目的以外に使用し、又は第三者(本目的のために秘密情報を開示する必要のある甲、乙、丙及び丁の役員及び従業員並びに関係会社の役員及び従業員、丙及び丁に所属する学生、その他法律上守秘義務を負う弁護士等の専門家を除く。)に開示、漏洩してはならない。ただし、事前に開示当事者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項に基づき定義された秘密情報のうち、次の各号の一に該当することが客観的に立証できる情報は、秘密情報に含まないものとする。

- (1) 開示当事者から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの。
- (2) 開示当事者から開示を受ける前に既に公知または公用となっているもの。
- (3) 開示当事者から開示を受けた後に受領当事者の責によらず公知となったもの。
- (4) 開示当事者から開示を受けた後に、受領当事者が、正当な権原を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手したもの。
- (5) 書面により開示当事者から事前の承諾を得たもの。
- 3 甲、乙、丙及び丁は、本事業を実施するにあたり、本事業の全部又は一部を第三者に委託 する場合には、第1項に定める秘密保持義務と同等の義務を、当該第三者に対して負わせ るものとする。
- 4 本事業の具体的な実施に関する情報の開示、秘密の保持及び知的財産権の取扱いについては、甲、乙、丙及び丁が協議し、別途書面にて定めるものとする。

(有効期限)

第7条 本協定の有効期限は、令和6年10月31日までとする。ただし、有効期間満了の 日の前月末日までに、甲、乙、丙及び丁が書面による特段の意思表示をしない場合、本協 定は同一の条件でさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

- 第8条 甲、乙、丙及び丁が、本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1箇 月前までに相手方に対して書面によりその旨を通知しなければならないものとする。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、本協定の解除により生じる不利益又は損害について、その他の当事者に対して責を負わないものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項について、甲、乙、丙及び丁は、協議 して定めるものとする。

本協定締結を証して、本書4通を作成し、当事者は、それぞれの記名押印のうえ各1通を保管する。

甲 富山県富山市本町11番5号一般社団法人 富山水素エネルギー促進協議会代表理事

山田昌瓜

乙 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県知事



丙 富山県富山市五福3190 国立大学法人富山大学

学 長



丁 富山県射水市黒河 5 1 8 0 富山県立大学

学 長

